

地域活動支援センター事業

◇制度の概要

地域活動支援センター事業は、障がい者が地域において自立した日常生活又は社会との交流の促進が図られる様に、必要な場合は利用者の方々の送迎を実施して、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会適応訓練などのサービスを提供する事業です。

◇利用できる人(次の各号に掲げる基準を満たす方が対象です)

- (1) 市内に居住する障がい者(介護給付費等を支給する旨の決定を他市町村から受けた者を除く。)又は他市町村に居住する障がい者(介護給付費等を支給する旨の決定を当市から受けたものに限る。)
- (2) 本人の身体及び精神の状況、介護者の状況、利用目的等を勘案して、センター事業を利用することにより、自立した日常生活又は社会との交流の促進が図られるものと認められる者

◇利用の手続き(申請様式は市窓口にあります)

①市への補助対象確認申請書の提出

- (1) 補助対象確認申請書(様式第1号)
- (2) 市町村民税課税証明書(利用申請する時点で交付が受けられる最新のもの)
※利用者が障がい者の場合は障がい者本人及び同一世帯の配偶者のもの。1月1日現在(1月から6月の利用にかかる申請のときは前年の1月1日現在)北上市に住所がある方が課税所得調査同意書を添付すれば、課税証明書の添付を省略できます。)
- (3) 地域活動支援センター事業補助対象確認申請書付表(様式第3号)

②市から利用者へ、補助対象確認通知書の送付

③利用予定事業所と利用者との契約

◇北上市に地域活動支援センター事業費補助金の対象として届出のある事業所

①単独型身体障がい者地域活動支援センター(Ⅱ)

- ・北上市社会福祉協議会 北上市常盤台 2-1-63

②単独型地域活動支援センター

- ・地域活動支援センターいこいの家 奥州市水沢区東中通り二丁目1番33号
- ・特定非営利活動法人 WaiWai-ぐるんば 盛岡市山岸三丁目9番11号
- ・地域活動支援センター金ヶ崎 胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻勘九郎東 24番地1

③併設型地域活動支援センター

- ・地域活動支援センター萩の里 北上市町分 2-62-1
- ・太田の園地域活動支援センター 盛岡市上太田穴口 53番地

◇利用者の負担

下記補助割合を基に、利用料金が決定します。

補助割合（平成22年4月1日から）	
生活保護世帯又は市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除前における市町村民税非課税世帯	100/100
市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除前における市町村民税均等割のみの課税世帯	94/100
上記以外の世帯	90/100

◇利用上限数量

1月当たり、施設等に通所している者にあつては5日、その他の者にあつては23日

◇補助基準額

センターの種別	所要時間	障がいの程度の区分	補助基準額（日額）		
			送迎を行わなかった場合	片道の送迎を行った場合	往復の送迎を行った場合
単独型身体障がい者地域活動支援センター（Ⅱ）	4時間未満	区分1	円 1,540	円 2,080	円 2,620
		区分2	1,330	1,870	2,410
		区分3	1,130	1,670	2,210
	4時間以上6時間未満	区分1	2,560	3,100	3,640
		区分2	2,220	2,760	3,300
		区分3	1,900	2,440	2,980
	6時間以上	区分1	3,330	3,870	4,410
		区分2	2,900	3,440	3,980
		区分3	2,460	3,000	3,540
単独型地域活動支援センター	4時間未満	区分1	2,850	3,390	3,930
		区分2	2,550	3,090	3,630
		区分3	2,250	2,790	3,330
	4時間以上6時間未満	区分1	4,750	5,290	5,830
		区分2	4,250	4,790	5,330
		区分3	3,760	4,300	4,840
	6時間以上	区分1	6,170	6,710	7,250
		区分2	5,530	6,070	6,610
		区分3	4,880	5,420	5,960
併設型地域活動支援センター	4時間未満	区分1	2,160	2,700	3,240
		区分2	1,870	2,410	2,950
		区分3	1,570	2,110	2,650
	4時間以上6時間未満	区分1	3,620	4,160	4,700
		区分2	3,110	3,650	4,190
		区分3	2,620	3,160	3,700
	6時間以上	区分1	4,700	5,240	5,780
		区分2	4,050	4,590	5,130
		区分3	3,410	3,950	4,490

入浴の介助が必要な利用者に対して入浴介助を行った場合は、1日につき400円を所定額に加算する（市が補助対象と認めた入浴介助に限る）。